

地方独立行政法人筑後市立病院職員給与規程

平成23年4月1日

規程第9号

- 改正 平成23年6月21日議決
- 改正 平成23年9月21日議決
- 改正 平成24年1月31日議決
- 改正 平成24年3月28日議決
- 改正 平成24年4月24日議決
- 改正 平成24年11月20日議決
- 改正 平成25年3月19日議決
- 改正 平成26年4月15日議決
- 改正 平成26年5月20日議決
- 改正 平成26年7月15日議決
- 改正 平成26年10月21日議決
- 改正 平成26年11月18日議決
- 改正 平成27年3月17日議決
- 改正 平成27年4月21日議決
- 改正 平成28年3月15日議決
- 改正 平成29年3月21日議決
- 改正 平成30年3月20日議決
- 改正 平成30年4月17日議決
- 改正 平成30年8月21日議決
- 改正 平成30年12月18日議決
- 改正 令和元年9月17日議決
- 改正 令和2年2月25日議決
- 改正 令和2年3月24日議決
- 改正 令和4年3月25日議決
- 改正 令和4年10月28日議決
- 改正 令和5年3月24日議決

改正 令和5年4月28日議決
改正 令和5年10月27日議決
改正 令和6年3月22日議決
改正 令和6年4月26日議決

目次

- 第1章 総則（第1条－第7条）
- 第2章 給料（第8条－第13条）
- 第3章 手当（第14条－第27条）
- 第4章 雑則（第28条－第31条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、地方独立行政法人筑後市立病院職員就業規則（平成23年規則第1号。以下「就業規則」という。）第52条第2項の規定に基づき、職員（準職員及び再雇用職員を除く。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

（給与の種類）

第2条 職員の給与は、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、手術等加算手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、役職手当、評価手当、特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び業績手当とする。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第3条 第20条及び第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び当該月に支給されるべき特殊勤務手当（地方独立行政法人筑後市立病院職員特殊勤務手当規程（平成23年規程第10号。以下「特殊勤務手当規程」という。）第2条第1項第3号、第4号及び第5号を除く。）の月額の合計額を1ヶ月の平均所定労働時間数で除して得た額とする。

2 前項の1ヶ月の平均所定労働時間数は、4月1日から翌年3月31日までの現日

数から、当該期間中における地方独立行政法人筑後市立病院職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成23年規程第7号。以下「勤務時間規程」という。）に定める休日の日数を差し引いた日数に1日の所定労働時間数を乗じ、その時間数を12で除して得た額とする。この場合において、その時間数に端数が生じる場合は、小数点以下第1位を切り捨てるものとする。

（給与の減額）

第4条 職員が勤務しないときは、休日等、職務専念義務を免除された場合（給与を減額する旨定められている場合を除く。）その他勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

2 前項の規定により減額すべき給与額は、減額すべき事由の生じた給与期間の分をその給与期間以降の給料から差し引くものとする。ただし、離職、休職等により、減額すべき給与額を給料から差し引くことができないときは、未支給の給与から差し引くものとする。

3 第1項の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額を前条第2項に定める時間数で除して得た額とする。

（端数計算）

第5条 給与を減額する場合の勤務1時間当たりの給与額及び勤務1時間につき支給する時間外勤務手当又は休日勤務手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

2 給料を減額する場合の基礎となる時間数、時間外勤務手当及び休日勤務手当の月額の支給の基礎となる勤務時間数は、その月におけるそれぞれの時間数（時間外勤務手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとにそれぞれ集計した時間数）の合計によるものとし、当該時間数の合計に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。

(給与の支払)

第6条 この規程に基づく給与は、現金で支払わなければならない。ただし、職員
の申し出により口座振込みの方法により支払うことができる。

(給与からの控除)

第7条 次の各号に掲げるものは、労使協定に基づき毎月支給する給与から控除す
ることができる。

- (1) 団体特別契約に基づく各種生命保険料及び損害保険料
- (2) 全国都市職員災害共済会及び自治労共済生活協同組合の共済掛金
- (3) 職員住宅及び職員駐車場の使用料
- (4) 職員で構成する互助会等の会費
- (5) 労働組合の組合費
- (6) 職員共済組合の掛金及び福祉事業に係る貸付償還金
- (7) 労働金庫の貸付償還金
- (8) 団体取扱いの預金
- (9) 団体取扱いの物品購入代金
- (10) その他労使協定に基づき決定した控除金

第2章 給料

(給料)

第8条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する対価であつて扶養手当、住居
手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、手術等加算手当、宿日直手当、
休日勤務手当、夜間勤務手当、役職手当、評価手当、特別勤務手当、期末手当、
勤勉手当及び業績手当を除いた額とする。

(給料表)

第9条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、
それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 事務職等給料表（別表第1）

- (2) 医療職給料表（一）（別表第2）
 - (3) 医療職給料表（二）（別表第3）
 - (4) 医療職給料表（三）（別表第4）
- 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務内容は、別表第5に定める級別標準職務表のとおりとする。
- 3 理事長は、すべての職員の職を前項の基準に従い第1項の給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、同項の給料表により職員に給料を支給しなければならない。

（初任給、昇格、昇給等の基準）

第10条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、理事長が定める基準に従い決定する。

- 2 職員の級の変更に伴う号給は、理事長が定める基準に従い決定する。
- 3 職員の昇給は、理事長が定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
- 4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（事務職等給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が5級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして第6項に定める職員にあっては、3号給）とすることを標準として理事長が定める基準に従い決定するものとする。
- 5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 6 第4項及び第5項で定める事務職等給料表の5級以上の職員に相当する職員は、次に掲げる職員とする。
 - (1) 医療職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの
 - (2) 医療職給料表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの
 - (3) 医療職給料表（三）の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの
- 7 職員で、就業規則第22条の2第2項に定める者は、昇給しない。
- 8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、

理事長が別に定める。

(給料の支給方法)

第11条 給料の計算期間は、月の1日から末日までとする。

- 2 給料の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日、又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日、又は休日でない日に支給する。

(給料の支給)

第12条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、前条第1項に規定する期間の初日から支給するとき以外のとき又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から勤務時間規程第5条及び第6条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(給料の日割計算)

第13条 職員が、給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。

- (1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
- (2) 労働組合の業務に専ら従事する場合又は当該業務の従事が終了したことにより復職した場合
- (3) 育児休業を始め、又は育児休業の終了により復職した場合
- (4) 停職にされ、又は停職の終了により復職した場合
- (5) 公益的法人等への筑後市職員の派遣等に関する条例（平成22年筑後市条例第32号。以下「筑後市派遣条例」という。）に基づき筑後市から派遣され、又

は派遣後筑後市に復帰した場合

第3章 手当

(扶養手当)

第14条 扶養手当は、扶養親族のある職員のすべてに対して支給する。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族（以下「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については11,000円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(扶養親族の変更)

第15条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
 - (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
 - (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定によると届出に係るもののうち特定期間にある子がなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときはその日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のない

ものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。) 及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

第16条 削除

(住居手当)

第17条 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員には、その家賃の額と3,000円との差額（その差額が11,000円を超えるときは、その差額と11,000円との差額の2分の1（その額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額とし、その差額に100円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。）の月額の住居手当を支給する。

2 前項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第18条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自転車その他の交通の用具（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び

次号に掲げる職員を除く。)

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 前項第1号及び第3号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、理事長が別に定める額とする。
- 3 第1項第2号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、別表第6に定める額とする。ただし、第1項第2号に規定する通勤することが著しく困難である職員で、自転車等を使用する通勤距離が片道2キロメートル未満のものに対する通勤手当の額は、別表第6にかかわらず1,300円とする。
- 4 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の理事長が別に定める日に支給する。
- 5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。
- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6ヶ月を超えない範囲内で1ヶ月を単位として理事長が別に定める期間（自転車その他の交通の用具に係る通勤手当にあつては、1ヶ月）をいう。
- 7 前各項に規定するもののほか、通勤の事情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特殊勤務手当)

- 第19条 特殊勤務手当は、職員が特殊な勤務に従事する場合において、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して支給する。
- 2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、地方独立行政法人筑後市立病院特殊勤務手当規程で定める。

(時間外勤務手当)

第20条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第3条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間規程第3条及び第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命じられた職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第3条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で、第1項に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第3条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 勤務時間規程第9条第1項に規定する時間外勤務代替休暇を指定された場合において、当該時間外勤務代替休暇に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代替休暇の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき第3条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

5 就業規則第41条第1項第3号に規定する年末年始等の休日（以下「年末年始等の休日」という。）の勤務

- (ア) 正規の勤務時間内の勤務 100分の35（12月31日及び1月1日は100分の50）
- (イ) 正規の勤務時間を超える勤務 100分の135（午後10時から翌日午前5時までは100分の160）

第20条の2 削除

（休日勤務手当）

第21条 法定休日において勤務することを命ぜられた職員には、当該休日前に休日の振替を指定された場合を除き、勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第3条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135（勤務することを命ぜられた時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。ただし、当該休日以降に勤務時間規程第6条に基づき休日の振替を指定された場合は、指定された全時間に対して勤務1時間につき100分35を乗じて得た額とする。

（夜間勤務手当）

第22条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、夜間勤務手当を支給する。

- 2 夜間勤務手当は、勤務時間規程第4条別表第1に定める病棟のB区分（準夜勤務）については1回あたり3,600円、病棟のC区分（深夜勤務）については1回あたり3,800円、病棟のD区分、病棟のK区分及びHCUのB区分（夜間勤務）については1回あたり7,000円とする。

（宿日直手当）

第23条 宿直勤務又は日直勤務（以下「宿日直勤務」という。）を命ぜられた職員には、宿日直手当を支給する。

- 2 宿日直手当の額は、勤務1回につき5,000円（医師の資格を有する職員については内科救急外来17,000円、外科救急外来20,000円及びHCU20,000円）を支給する。ただし、HCU半日勤務の場合は、勤務1回につき、15,000円を支給する。

- 3 年末年始等の休日及び土曜日、日曜日、又は休日に宿日直勤務を命ぜられた医師には、第2項に定める額に10,000円を加算した額を支給する。

(役職手当)

第24条 役職手当は、役職の地位にある職員に対して支給する。

- 2 役職手当を支給する役職及び支給額等は、別表第7-1及び別表第7-2に掲げるとおりとする。
- 3 別表第7-1及び別表第7-2に掲げる職員は、別に定める人事評価、業績評価を基に、評価結果のランクに応じて役職手当を支給する。
- 4 役職手当は、職員が第2項に該当する役職員となった日から支給し、該当しなくなった日から支給しない。ただし、勤務した日数が15日に満たないときは日割計算により支給し、月の初日から末日までの全日数を勤務しなかったときは支給しない。
- 5 第2項に規定する役職にある者（科長及び医長を除く）には、時間外勤務手当及び休日勤務手当は支給しない。

(評価手当)

第24条の2 評価手当は、前条に定める役職以外の職員に対して支給する。

- 2 評価手当額は、別に定める人事評価に基づいた評価結果のランクに応じた額とする。ただし、人事評価を受けない職員には支給しない。
- 3 評価手当の支給額は、別表7-3に掲げるとおりとする。
- 4 評価手当は、勤務した日数が、月の初日から末日までの全日数に満たないときは、日割計算により支給し、全日数を勤務しなかったときは、支給しない。

(特別勤務手当)

第25条 特別勤務手当は、第24条の規定に基づき役職手当を支給される職員（院長、科長及び医長を除く）が、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に勤務した場合に支給する。

- 2 前項に規定する他、勤務時間外において、患者の急変等による呼び出し、緊急手術により勤務した場合に支給する。

- 3 特別勤務手当の額は、前2項の規定による勤務1回につき8,000円を超えない範囲において別表第8に掲げるとおりとする。ただし、同項の規定による勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務にあつては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額とする。

なお、医師の資格を有する者が、理事長が別に定める業務に6時間を超えて従事した場合は、46,000円を加算した額とする。

(期末手当及び勤勉手当)

第26条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)

にそれぞれ在職する職員に対して、その在職期間に応じて支給する。

- 2 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対して、その勤務成績に応じて支給する。
- 3 期末手当及び勤勉手当の額その他期末手当及び勤勉手当の支給に関し必要な事項は、地方独立行政法人筑後市立病院職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程(平成23年規程第11号。以下「期末勤勉手当規程」という。)で定める。

(業績手当)

第26条の2 業績手当は、法人の前年度の経常収支が良好な場合において、前年度3月31日かつ当該年度7月1日に在籍する職員に対し、3月を上限として、職員の前年度の在職期間に応じて、別に定める支給日に支給することができる。

- 2 前項のほか、医師に対して人事評価を行い、医師の業務成果や実績に応じ、その報酬として業績手当を支給する。
- 3 業績手当の額は、理事長の定める基準により理事長が定めた額とする。
- 4 その他業績手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(手当の支給方法)

第27条 扶養手当、住居手当、通勤手当及び役職手当及び評価手当は、当月分を当月に支給する。

- 2 時間外勤務手当、手術等加算手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当及び特別勤務手当は、当月分を翌月に支給する。

- 3 手当の支給日までに手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、前2項の規定にかかわらず、その日後に支給することができる。
- 4 手当は、他に特別の定めがあるものを除くほか、第11条に規定する給料の支給方法に準じて支給する。

第4章 雑則

(休職者の給与)

- 第28条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び同条第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。
- 2 職員が結核性疾患にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまではこれに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
 - 3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その期間が満1年に達するまではこれに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
 - 4 職員が就業規則第15条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
 - 5 就業規則第15条に掲げる事由に該当して休職にされた職員には、他の規程に別段の定めがない限り前4項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
 - 6 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で、第26条第1項に規定する基準日前1ヶ月以内に退職し、又は死亡したときは、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。この場合における期末手当の支給については、期末勤勉手当規程で定める。

(専従休職者の給与)

第29条 労働組合の業務に専ら従事する職員には、その休職の期間中いかなる給与も支給しない。

(給料等の訂正)

第30条 職員の届出の遅れ等により過払いが生じた場合は、原因の発生日まで遡って是正する。ただし、職員に瑕疵がなく、給料等の決定段階で誤りがあった場合で、理事長の承認を得たときは、その訂正を将来に向かって行うことができる。

(補則)

第31条 この規程の規定により難い職員の給与については、理事長が別に定めるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(法人移行職員に係る給与の決定)

2 平成23年4月1日(以下「施行日」という。)において、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第59条第2項の規定の適用を受けた職員(以下「法人移行職員」という。)に適用する給料表は、当該職員が施行日の前日に適用を受けていた次の表の左欄に定める給料表に対応する右欄に定める給料表を適用するものとする。

施行日の前日に適用を受けていた給料表	施行日に適用する給料表
行政職給料表	事務職等給料表
医療職給料表(一)	医療職給料表(一)
医療職給料表(二)	医療職給料表(二)
医療職給料表(三)	医療職給料表(三)

3 前項の規定により適用を受けることとなる給料表の職務の級及び号給は、法人移行職員が施行日の前日に受けていた給料表の職務の級及び号給と同じ職務の級及び号給に決定するものとし、旧号給を受けていた期間は新号給を受ける期間

に通算する。

- 4 施行日以後最初に行われる法人移行職員に対する昇格、降格、昇給、期末手当及び勤勉手当に係る規定の適用に当たっては、施行日の前日までの筑後市職員としての在職期間、勤務成績等を、法人職員としての在職期間、勤務成績等とみなす。
- 5 前2項の規定にかかわらず、他の職員との均衡上必要があると認められる法人移行職員については、理事長の承認を得てその者の号給を調整することができる。
- 6 施行日前に筑後市において行われた法人移行職員の扶養手当、住居手当及び通勤手当に係る認定については、法人において行ったものとみなす。

(派遣等職員の給与)

- 7 筑後市派遣条例に基づき、筑後市から法人に派遣された職員の給与については、この規程の規定にかかわらず、筑後市職員の給与に関する条例（昭和32年筑後市条例第11号）その他筑後市の関係例規及び通知等の定めるところにより算定した額を支給する。

(平成23年4月1日から平成23年5月31日までの間における給料の特例)

- 8 平成23年4月1日から平成23年5月31日までの間における事務職等給料表6級及び7級の欄の支給を受ける職員（医療職給料表適用者についてはこれに相当する管理監督の地位にある者）に対する給料の支給に当たっては、給料月額から、100分の2を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(経過措置)

(平成18年度給与構造改革等に伴う給料の切替えに伴う経過措置)

法人移行職員のうち、平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き附則第2項に規定する給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（筑後市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成22年条例第26号）により適用される給料月額とする。）に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額（付則第8項の規定により給料月額が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の2を乗じて得た額を減じた額）を給料として支給する。

付 則（平成23年6月21日議決）

この規程は、平成23年6月21日から施行し、改正後の地方独立行政法人筑後市立病院給与規程は、平成23年6月1日から適用する。

付 則（平成23年9月21日議決）

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

付 則（平成24年1月31日議決）

この規程は、平成24年1月31日から施行し、平成24年1月1日から適用する。

付 則（平成24年3月28日議決）

（施行期日）

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（平成24年4月1日給料表切替に伴う経過措置）

2 平成24年4月1日の前日から引き続き付則第2項に規定する給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日に受けていた給料月額に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

付 則（平成24年4月24日議決）

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

付 則（平成24年11月20日議決）

この規程は、平成24年12月1日から施行する。

付 則（平成25年3月19日議決）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年4月15日議決）

この規程は、平成26年4月15日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

付 則（平成26年5月20日議決）

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

付 則（平成26年7月15日議決）

この規程は、公布の日から施行し、平成26年7月1日から適用する。

付 則（平成26年10月21日議決）

この規程は、平成26年11月1日から施行する。

付 則（平成26年11月18日議決）

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

付 則（平成27年3月17日議決）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成27年4月21日議決）

この規程は、平成27年5月1日から施行する。

付 則（平成28年3月15日議決）

（施行期日）

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

（地方独立行政法人筑後市立病院組織規程に規定する院長相談役の設置に伴う適用）

2 院長相談役においては、副院長に準じるものとする。

付 則（平成29年3月21日議決）

この規程は、議決の日から施行する。

付 則（平成30年3月20日議決）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（平成30年4月17日議決）

この規程は、議決の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

付 則（平成30年8月21日議決）

この規程は、議決の日から施行し、平成30年8月10日から適用する。

付 則（平成30年12月18日議決）

この規程は、議決の日から施行し、平成30年12月1日から適用する。

付 則（令和元年9月17日議決）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

付 則（令和2年2月25日議決）

この規程は、令和2年3月1日から施行する。

付 則（令和2年3月24日議決）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和4年3月25日議決）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（令和4年10月28日議決）

この規程は、議決の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

付 則（令和5年3月24日議決）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（令和5年4月28日議決）

この規程は、議決の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

付 則（令和5年10月27日議決）

この規程は、令和5年11月1日から施行する。

付 則（令和6年3月22日議決）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

付 則（令和6年4月26日議決）

この規程は、議決の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表第1（第9条関係）

事務職等給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	135,600	185,800	261,900	289,200	366,200
2	136,700	187,600	264,000	291,500	368,800
3	137,900	189,400	266,000	293,800	371,400
4	139,000	191,200	268,100	296,100	374,000
5	140,100	192,800	270,200	298,200	376,300
6	141,200	194,600	272,300	300,500	378,800
7	142,300	196,400	274,400	302,800	381,300
8	143,400	198,200	276,500	305,100	383,800
9	144,500	200,000	278,600	307,300	386,400
10	145,900	201,800	280,700	309,600	389,100
11	147,200	203,600	282,800	311,900	391,800
12	148,500	205,400	284,900	314,200	394,500
13	149,800	207,000	287,000	316,400	397,100
14	151,300	208,900	289,100	318,600	399,400
15	152,800	210,800	291,200	320,800	401,700
16	154,400	212,700	293,300	323,000	404,100
17	155,700	214,600	295,400	325,200	406,400

18	157,200	216,500	297,500	327,300	408,500
19	158,700	218,400	299,600	329,400	410,600
20	160,200	220,300	301,700	331,400	412,700
21	161,600	222,000	303,800	333,500	414,800
22	164,300	223,900	305,900	335,600	416,800
23	166,900	225,800	308,000	337,700	418,800
24	169,500	227,700	310,100	339,800	420,800
25	172,200	229,300	312,100	341,500	422,900
26	173,900	233,200	314,200	343,500	424,500
27	175,600	237,100	316,300	345,500	426,100
28	177,300	241,000	318,400	347,500	427,700
29	178,800	244,900	320,400	349,400	429,400
30	180,600	246,800	322,500	351,300	430,700
31	182,400	248,600	324,600	353,200	432,000
32	184,200	250,400	326,700	355,100	433,300
33	185,800	252,200	328,400	357,000	434,600
34	187,300	254,200	330,400	358,800	435,900
35	188,800	256,200	332,500	360,600	437,200
36	190,300	258,200	334,600	362,300	438,400
37	191,600	260,100	336,500	364,200	439,700
38	192,900	262,000	338,500	365,600	440,600
39	194,200	263,900	340,500	367,100	441,500
40	195,500	265,700	342,500	368,600	442,400
41	196,900	267,700	344,400	370,100	443,200
42	198,200	269,600	346,300	371,300	444,000
43	199,500	271,500	348,200	372,500	444,800
44	200,800	273,400	350,100	373,700	445,600
45	202,000	275,300	352,000	374,700	446,400
46	203,300	277,200	353,600	375,600	447,200
47	204,600	279,100	355,200	376,500	448,000
48	205,900	281,000	356,800	377,400	448,800
49	207,100	282,700	358,500	378,400	449,400
50	208,200	284,600	359,700	379,200	450,200
51	209,300	286,500	360,900	380,000	451,000
52	210,400	288,400	362,000	380,800	451,800
53	211,600	290,100	363,000	381,700	452,400

54	212,600	291,900	364,100	382,400	453,200
55	213,600	293,700	365,100	383,100	454,000
56	214,600	295,500	366,200	383,800	454,800
57	215,400	297,400	367,100	384,500	455,400
58	216,400	299,100	367,800	385,100	456,200
59	217,300	300,800	368,500	385,800	457,000
60	218,300	302,500	369,200	386,500	457,800
61	219,200	304,200	369,800	387,000	458,400
62	220,200	305,900	370,500	387,700	
63	221,200	307,600	371,200	388,400	
64	222,200	309,300	371,900	389,100	
65	223,000	310,600	372,400	389,600	
66	224,000	312,200	373,100	390,300	
67	225,000	313,800	373,800	391,000	
68	226,100	315,400	374,500	391,700	
69	226,900	317,100	375,000	392,200	
70	227,700	318,700	375,700	392,900	
71	228,500	320,300	376,400	393,600	
72	229,300	321,900	377,100	394,300	
73	230,100	323,400	377,600	394,800	
74	230,800	324,600	378,300	395,500	
75	231,500	325,800	379,000	396,200	
76	232,200	327,000	379,700	396,900	
77	233,000	328,100	380,200	397,300	
78	233,800	329,100	380,800	398,000	
79	234,600	330,000	381,400	398,700	
80	235,400	331,000	382,000	399,400	
81	236,100	331,900	382,700	399,900	
82	236,800	332,700	383,300	400,600	
83	237,500	333,500	383,900	401,300	
84	238,200	334,300	384,500	402,000	
85	239,000	335,200	385,100	402,500	
86	239,700	335,900	385,700	403,200	
87	240,400	336,600	386,300	403,900	
88	241,100	337,300	386,900	404,600	
89	241,900	337,800	387,600	405,100	

90	242,400	338,400	388,200	405,800	
91	242,900	339,000	388,800	406,500	
92	243,400	339,600	389,400	407,200	
93	243,700	340,000	390,100	407,700	
94		340,200	390,700		
95		340,400	391,300		
96		340,600	391,900		
97		340,800	392,600		
98		341,000	393,200		
99		341,200	393,800		
100		341,400	394,400		
101		341,600	395,100		
102		341,800	395,700		
103		342,000	396,300		
104		342,200	396,900		
105		342,400	397,600		
106		342,600			
107		342,800			
108		343,000			
109		343,200			
110		343,400			
111		343,600			
112		343,800			
113		344,000			
114		344,200			
115		344,400			
116		344,600			
117		344,800			
118		345,000			
119		345,200			
120		345,400			
121		345,600			
122		345,800			
123		346,000			
124		346,200			
125		346,400			

126		346,600			
127		346,800			
128		347,000			
129		347,200			
130		347,400			
131		347,600			
132		347,800			
133		348,000			
134		348,200			
135		348,400			
136		348,600			
137		348,800			
138		349,000			
139		349,200			
140		349,400			
141		349,600			
142		349,800			
143		350,000			
144		350,200			
145		350,400			

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第9条関係）

医療職給料表（一）

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	237,700	323,400	390,600	467,100
2	240,200	326,500	393,500	469,400
3	242,700	329,600	396,400	471,700
4	245,200	332,700	399,300	474,000
5	247,600	335,600	402,000	476,300
6	251,400	338,900	404,800	478,500
7	255,200	342,200	407,600	480,700
8	259,000	345,500	410,400	482,900
9	262,600	348,600	413,000	485,200

10	266,600	351,800	415,700	487,300
11	270,600	355,000	418,400	489,400
12	274,600	358,200	421,100	491,500
13	278,500	361,300	423,600	493,600
14	282,500	365,000	426,100	495,700
15	286,500	368,700	428,600	497,800
16	290,500	372,400	431,100	499,900
17	294,300	376,000	433,400	502,000
18	297,900	378,800	435,800	504,000
19	301,500	381,600	438,200	506,000
20	305,100	384,400	440,600	508,000
21	308,800	387,300	442,900	509,800
22	312,600	389,900	445,300	511,700
23	316,300	392,500	447,700	513,600
24	320,000	395,100	450,100	515,500
25	323,600	397,500	452,400	517,200
26	326,500	399,800	454,700	519,000
27	329,300	402,100	457,000	520,800
28	332,100	404,400	459,300	522,600
29	335,000	406,800	461,500	524,500
30	337,400	408,900	463,800	526,300
31	339,800	411,000	466,100	528,100
32	342,200	413,100	468,400	529,900
33	344,600	415,300	470,500	531,700
34	347,100	417,300	472,600	533,500
35	349,600	419,300	474,700	535,300
36	352,100	421,300	476,800	537,100
37	354,500	423,400	478,900	538,800
38	356,900	425,400	480,700	540,400
39	359,300	427,400	482,500	542,000
40	361,700	429,400	484,300	543,600
41	364,000	431,500	486,000	545,200
42	365,500	433,300	487,800	546,600
43	367,000	435,100	489,600	548,000
44	368,500	436,900	491,400	549,400
45	370,100	438,800	493,000	550,600

46	371,600	440,600	494,800	551,600
47	373,100	442,400	496,600	552,600
48	374,600	444,200	498,400	553,600
49	375,900	446,100	500,000	554,700
50	376,900	447,900	501,300	555,600
51	377,900	449,700	502,600	556,500
52	378,900	451,500	503,900	557,400
53	380,000	453,400	505,200	558,300
54	380,900	454,600	506,500	559,200
55	381,800	455,800	507,800	560,100
56	382,700	457,000	509,100	561,000
57	383,700	458,200	510,400	561,900
58	384,600	459,200	511,700	562,800
59	385,500	460,200	513,000	563,700
60	386,400	461,200	514,300	564,600
61	387,300	462,100	515,600	565,500
62	387,800	462,800	516,900	566,400
63	388,300	463,500	518,200	567,300
64	388,800	464,200	519,500	568,200
65	389,100	464,900	520,800	569,100
66		465,600	522,100	570,000
67		466,300	523,400	570,900
68		467,000	524,700	571,800
69		467,500	526,000	572,700
70		468,200	527,300	573,600
71		468,900	528,600	574,500
72		469,600	529,900	575,400
73		470,100	531,200	576,300
74		470,800	532,500	577,200
75		471,500	533,800	578,100
76		472,200	535,100	579,000
77		472,700	536,400	579,900
78		473,300	537,700	580,800
79		473,900	539,000	581,700
80		474,500	540,300	582,600
81		475,100	541,600	583,500

82		475,700	542,900	584,400
83		476,300	544,200	585,300
84		476,900	545,500	586,200
85		477,400	546,800	587,100
86		478,000	548,100	588,000
87		478,600	549,400	588,900
88		479,200	550,700	589,800
89		479,700	552,000	590,700
90		480,300	553,300	591,600
91		480,900	554,600	592,500
92		481,500	555,900	593,400
93		482,000	557,200	594,300
94		482,600	558,500	595,200
95		483,200	559,800	596,100
96		483,800	561,100	597,000
97		484,300	562,400	597,900
98		484,900	563,700	598,800
99		485,500	565,000	599,700
100		486,100	566,300	600,600
101		486,600	567,600	601,500
102		487,200	568,900	602,400
103		487,800	570,200	603,300
104		488,400	571,500	604,200
105		488,900	572,800	605,100
106		489,500	574,100	606,000
107		490,100	575,400	606,900
108		490,700	576,700	607,800
109		491,200	578,000	608,700
110		491,800	579,300	609,600
111		492,400	580,600	610,500
112		493,000	581,900	611,400
113		493,500	583,200	612,300
114		494,100	584,500	613,200
115		494,700	585,800	614,100
116		495,300	587,100	615,000
117		495,800	588,400	615,900

118		496,400	589,700	616,800
119		497,000	591,000	617,700
120		497,600	592,300	618,600
121		498,100	593,600	619,500
122		498,700	594,900	620,400
123		499,300	596,200	621,300
124		499,900	597,500	622,200
125		500,400	598,800	623,100
126		501,000	600,100	624,000
127		501,600	601,400	624,900
128		502,200	602,700	625,800
129		502,700	604,000	626,700

備考 この表は、医師に適用する。

別表第3（第9条関係）

医療職給料表（二）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	140,300	178,200	241,900	279,700	328,700	375,200
2	141,700	179,800	243,500	281,900	330,800	377,900
3	143,100	181,400	245,100	284,100	333,000	380,600
4	144,500	183,000	246,700	286,300	335,200	383,300
5	145,700	184,500	248,100	288,500	337,400	385,900
6	147,500	186,100	249,700	290,700	339,600	388,600
7	149,200	187,700	251,200	292,900	341,800	391,300
8	150,900	189,300	252,800	295,100	344,000	394,000
9	152,600	190,900	254,300	297,200	346,000	396,600
10	154,300	194,300	255,900	299,400	348,200	399,000
11	156,000	197,600	257,400	301,600	350,400	401,400
12	157,800	200,800	258,900	303,800	352,600	403,900
13	159,300	204,000	260,400	306,100	354,400	406,200
14	161,200	205,700	262,300	308,200	356,400	408,400
15	163,200	207,400	264,200	310,300	358,400	410,600
16	165,100	209,100	266,000	312,400	360,400	412,800
17	167,000	210,600	267,700	314,600	362,400	414,900

18	168,900	212,200	269,600	316,700	364,500	417,000
19	170,800	213,800	271,500	318,800	366,500	419,100
20	172,700	215,400	273,400	320,900	368,600	421,200
21	174,600	217,000	275,200	323,100	370,500	423,100
22	176,100	218,600	277,100	325,100	372,600	424,700
23	177,600	220,200	279,000	327,100	374,700	426,300
24	179,100	221,800	280,900	329,100	376,800	427,900
25	180,700	223,400	282,900	331,100	378,700	429,500
26	182,200	227,600	284,800	333,100	380,600	430,800
27	183,700	231,800	286,700	335,100	382,500	432,100
28	185,200	236,000	288,600	337,100	384,400	433,400
29	186,800	240,100	290,600	338,900	386,200	434,800
30	188,100	243,200	292,500	340,700	388,000	436,100
31	189,400	246,300	294,400	342,500	389,800	437,400
32	190,700	249,400	296,300	344,300	391,600	438,600
33	192,100	252,400	298,100	346,100	393,200	440,000
34	193,500	254,100	299,900	348,000	394,500	441,300
35	194,900	255,800	301,700	349,900	395,800	442,600
36	196,300	257,500	303,500	351,800	397,100	443,900
37	197,500	259,200	305,200	353,600	398,200	445,300
38	198,800	261,000	306,900	355,300	399,400	446,100
39	200,100	262,800	308,600	357,000	400,500	446,900
40	201,400	264,600	310,300	358,700	401,700	447,700
41	202,600	266,100	312,100	360,300	402,800	448,300
42	203,800	267,900	313,800	361,600	403,600	449,100
43	205,000	269,700	315,500	362,900	404,400	449,900
44	206,200	271,500	317,200	364,200	405,200	450,700
45	207,500	273,200	318,500	365,400	405,800	451,300
46	208,600	274,900	320,000	366,600	406,500	452,100
47	209,700	276,600	321,500	367,800	407,200	452,900
48	210,800	278,300	323,100	369,000	407,900	453,700
49	211,900	280,000	324,600	370,200	408,700	454,300
50	212,900	281,700	325,900	371,200	409,400	455,100
51	213,900	283,400	327,200	372,200	410,100	455,900
52	214,900	285,100	328,500	373,200	410,800	456,700
53	215,700	286,800	329,600	374,000	411,500	457,300

54	216,700	288,500	330,600	374,900	412,200	
55	217,600	290,200	331,700	375,800	412,900	
56	218,600	291,900	332,800	376,700	413,600	
57	219,500	293,400	333,600	377,500	414,200	
58	220,400	295,000	334,600	378,300	414,900	
59	221,300	296,600	335,600	379,100	415,600	
60	222,200	298,200	336,600	379,900	416,300	
61	223,200	299,600	337,400	380,500	416,800	
62	224,200	301,100	338,100	381,200	417,400	
63	225,200	302,600	338,800	381,900	418,100	
64	226,300	304,100	339,500	382,600	418,800	
65	227,000	305,500	340,200	383,200	419,300	
66	227,900	306,800	340,900	383,900		
67	228,800	308,100	341,600	384,600		
68	229,700	309,500	342,300	385,300		
69	230,400	310,800	343,000	385,800		
70	231,100	312,100	343,600	386,400		
71	231,800	313,400	344,200	387,000		
72	232,500	314,700	344,800	387,600		
73	233,300	316,100	345,300	388,300		
74	234,100	316,900	345,900	388,900		
75	234,900	317,700	346,500	389,500		
76	235,700	318,500	347,100	390,100		
77	236,300	319,400	347,600	390,800		
78	236,900	320,200	348,100	391,400		
79	237,500	321,000	348,600	392,000		
80	238,100	321,800	349,100	392,600		
81	238,600	322,600	349,500	393,300		
82	239,000	323,200	349,900	393,900		
83	239,400	323,800	350,300	394,500		
84	239,800	324,400	350,700	395,100		
85	240,300	325,100	351,200	395,800		
86		326,100	351,600	396,400		
87		327,200	352,000	397,000		
88		328,200	352,400	397,600		
89		329,300	352,900	398,300		

90		329,700	353,300	398,900		
91		330,000	353,700	399,500		
92		330,400	354,100	400,100		
93		330,900	354,600	400,800		
94		331,300	355,000	401,400		
95		331,700	355,400	402,000		
96		332,100	355,800	402,600		
97		332,600	356,300	403,300		
98		332,900	356,700	403,900		
99		333,300	357,100	404,500		
100		333,700	357,500	405,100		
101		333,900	358,000	405,800		
102		334,300	358,400	406,400		
103		334,700	358,800	407,000		
104		335,100	359,200	407,600		
105		335,300	359,700	408,300		
106		335,700	360,100	408,900		
107		336,100	360,500	409,500		
108		336,500	360,900	410,100		
109		336,700	361,400	410,800		
110		337,100	361,800			
111		337,500	362,200			
112		337,900	362,600			
113		338,100	363,100			
114		338,500	363,500			
115		338,900	363,900			
116		339,300	364,300			
117		339,500	364,800			
118		339,900	365,200			
119		340,300	365,600			
120		340,700	366,000			
121		340,900	366,500			
122		341,300	366,900			
123		341,700	367,300			
124		342,100	367,700			
125		342,300	368,200			

126		342,700	368,600			
127		343,100	369,000			
128		343,500	369,400			
129		343,700	369,900			
130		344,100	370,300			
131		344,500	370,700			
132		344,900	371,100			
133		345,100	371,600			
134		345,500	372,000			
135		345,900	372,400			
136		346,300	372,800			
137		346,500	373,300			
138		346,900				
139		347,300				
140		347,700				
141		347,900				
142		348,300				
143		348,700				
144		349,100				
145		349,300				
146		349,700				
147		350,100				
148		350,500				
149		350,700				
150		351,100				
151		351,500				
152		351,900				
153		352,100				

備考 この表は、薬剤師、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士、社会福祉士、視能訓練士、臨床心理士及び介護福祉士に適用する。

別表第4（第9条関係）

医療職給料表（三）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
------	----	----	----	----	----	----

号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100
2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300
3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500
4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700
5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900
6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100
7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300
8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500
9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300
10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300
11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300
12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300
13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500
14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600
15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700
16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800
17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900
18	181,500	212,800	254,000	279,100	317,600	368,000
19	183,600	215,700	255,300	280,600	319,300	370,100
20	185,700	219,100	256,600	282,100	321,000	372,200
21	187,800	222,300	257,800	283,700	322,700	374,400
22	190,000	224,000	259,200	285,300	324,300	376,600
23	192,200	225,700	260,600	286,900	325,900	378,800
24	194,400	227,400	262,000	288,500	327,500	381,000
25	196,500	229,200	263,500	289,900	329,200	383,000
26	197,800	230,700	265,100	291,700	330,700	385,000
27	199,100	232,200	266,600	293,500	332,300	387,000
28	200,400	233,700	268,200	295,300	333,900	389,000
29	201,600	235,200	269,800	296,900	335,400	391,000
30	202,900	236,600	271,400	298,600	336,900	392,900
31	204,200	238,000	273,000	300,300	338,400	394,800
32	205,500	239,400	274,600	302,000	339,900	396,700
33	206,800	240,700	276,200	303,500	341,600	398,400
34	208,100	242,000	277,700	305,100	343,200	400,100
35	209,400	243,300	279,200	306,700	344,800	401,900

36	210,700	244,600	280,700	308,300	346,400	403,700
37	212,100	245,600	282,300	309,900	348,100	405,600
38	213,500	248,100	283,800	311,500	349,700	407,400
39	214,900	250,600	285,300	313,100	351,300	409,200
40	216,300	253,400	286,800	314,700	352,900	411,000
41	217,500	256,200	288,400	316,300	354,500	412,700
42	218,900	257,700	290,000	317,800	356,100	414,400
43	220,300	259,100	291,600	319,300	357,700	416,100
44	221,700	260,500	293,200	320,800	359,300	417,700
45	223,100	262,000	294,600	322,100	360,900	419,200
46	224,600	263,600	296,100	323,500	362,400	420,800
47	226,100	265,200	297,600	324,900	363,900	422,400
48	227,600	266,700	299,100	326,400	365,300	424,000
49	228,900	268,300	300,500	327,700	366,800	425,700
50	230,300	269,900	301,900	329,100	368,200	427,300
51	231,700	271,500	303,300	330,400	369,600	428,900
52	233,100	273,100	304,700	331,800	371,000	430,500
53	234,400	274,700	306,200	333,200	372,500	432,000
54	235,700	276,200	307,600	334,600	373,700	433,500
55	237,000	277,700	309,000	336,000	374,900	435,000
56	238,300	279,200	310,400	337,400	376,100	436,500
57	239,500	280,800	311,600	338,600	377,400	437,800
58	240,800	283,800	312,900	340,000	378,400	438,700
59	242,000	286,600	314,200	341,400	379,400	439,600
60	243,300	289,600	315,600	342,800	380,400	440,500
61	244,500	292,400	316,800	344,000	381,200	441,400
62	245,800	293,800	318,100	345,300	382,000	442,300
63	247,100	295,200	319,400	346,600	382,800	443,200
64	248,400	296,600	320,700	347,900	383,600	444,100
65	249,600	298,100	322,000	349,100	384,500	445,000
66	250,900	299,400	323,300	350,300	385,300	445,800
67	252,300	300,700	324,600	351,500	386,100	446,600
68	253,700	302,000	325,900	352,700	386,900	447,400
69	254,800	302,900	327,000	353,700	387,700	448,200
70	256,100	304,100	328,200	354,800	388,400	
71	257,400	305,300	329,400	355,900	389,100	

72	258,700	306,600	330,500	357,000	389,800	
73	260,100	307,700	331,800	358,000	390,600	
74	261,400	308,900	332,900	359,100	391,200	
75	262,700	310,100	334,100	360,200	391,800	
76	264,000	311,300	335,300	361,300	392,400	
77	265,100	312,600	336,500	362,200	393,000	
78	266,300	315,000	337,700	363,000	393,600	
79	267,600	317,400	338,900	363,800	394,200	
80	268,900	319,000	340,100	364,600	394,800	
81	270,000	320,500	341,200	365,300	395,300	
82	271,100	321,200	342,300	365,900	395,900	
83	272,200	321,900	343,400	366,500	396,500	
84	273,300	322,600	344,500	367,100	397,100	
85	274,200	323,100	345,600	367,800	397,600	
86	275,300	323,700	346,600	368,400	398,200	
87	276,400	324,300	347,600	369,000	398,800	
88	277,500	324,900	348,600	369,600	399,400	
89	278,600	325,300	349,700	370,100	399,800	
90	279,600	325,800	350,500	370,700	400,400	
91	280,600	326,300	351,300	371,300	401,000	
92	281,600	326,800	352,100	371,900	401,600	
93	282,600	327,300	352,900	372,400	402,100	
94	283,600	327,700	353,600	372,900	402,700	
95	284,600	328,100	354,300	373,400	403,300	
96	285,600	328,500	355,000	373,900	403,900	
97	286,500	328,900	355,500	374,500	404,400	
98	287,300	329,300	356,000	375,000	405,000	
99	288,100	329,700	356,500	375,500	405,600	
100	289,000	330,000	357,000	376,000	406,200	
101	289,800	330,300	357,600	376,600	406,700	
102	290,600	330,700	358,100	377,100	407,300	
103	291,400	331,100	358,600	377,600	407,900	
104	292,200	331,500	359,100	378,100	408,500	
105	292,900	331,700	359,700	378,700	409,000	
106	293,400	332,100	360,200	379,200	409,600	
107	293,900	332,500	360,700	379,700	410,200	

108	294,400	332,900	361,200	380,200	410,800	
109	294,900	333,100	361,700	380,800	411,300	
110	295,300	333,500	362,200	381,300	411,900	
111	295,700	333,900	362,700	381,800	412,500	
112	296,100	334,300	363,200	382,300	413,000	
113	296,500	334,600	363,700	382,900	413,600	
114	296,900	335,000	364,200	383,400	414,200	
115	297,300	335,400	364,700	383,900	414,800	
116	297,700	335,800	365,100	384,400	415,400	
117	298,000	336,100	365,500	385,000	415,900	
118	298,400	336,500	366,000	385,500		
119	298,800	336,900	366,500	386,000		
120	299,200	337,300	367,000	386,500		
121	299,500	337,600	367,400	387,100		
122	299,900	338,000	367,900	387,600		
123	300,300	338,400	368,400	388,100		
124	300,700	338,800	368,900	388,600		
125	300,900	339,100	369,300	389,200		
126	301,300	339,500	369,800	389,700		
127	301,700	339,900	370,300	390,200		
128	302,100	340,300	370,800	390,700		
129	302,300	340,600	371,200	391,300		
130	302,700	341,000	371,700	391,800		
131	303,100	341,400	372,200	392,300		
132	303,500	341,800	372,700	392,800		
133	303,700	342,100	373,100	393,400		
134	304,100	342,500	373,600	393,900		
135	304,500	342,900	374,100	394,400		
136	304,900	343,300	374,600	394,900		
137	305,100	343,600	375,000	395,500		
138	305,500	344,000	375,500	396,000		
139	305,900	344,400	376,000	396,500		
140	306,300	344,800	376,500	397,000		
141	306,500	345,100	376,900	397,600		
142	306,900	345,500	377,400	398,100		
143	307,300	345,900	377,900	398,600		

144	307,700	346,300	378,400	399,100		
145	307,900	346,600	378,800	399,700		
146	308,300	347,000	379,300	400,200		
147	308,700	347,400	379,800	400,700		
148	309,100	347,800	380,300	401,200		
149	309,300	348,100	380,700	401,800		
150	309,600	348,500	381,200	402,300		
151	309,900	348,900	381,700	402,800		
152	310,200	349,300	382,200	403,300		
153	310,600	349,600	382,600	403,900		
154	310,900	350,000		404,400		
155	311,200	350,400		404,900		
156	311,500	350,800		405,400		
157	311,900	351,100		406,000		
158	312,200			406,500		
159	312,500			407,000		
160	312,800			407,500		
161	313,200			408,100		
162	313,500			408,600		
163	313,800			409,100		
164	314,100			409,600		
165	314,500			410,200		
166	314,800			410,700		
167	315,100			411,200		
168	315,400			411,700		
169	315,800			412,300		
170				412,800		
171				413,300		
172				413,800		
173				414,400		
174				414,900		
175				415,400		
176				415,900		
177				416,500		

備考 この表は、看護師及び助産師に適用する。

別表第5（第9条関係）

級別標準職務表

ア 事務職等

職務の級	標準的な職務
1級	主事補の職務
2級	主事の職務
3級	主任の職務
4級	課長及びグループ長の職務
5級	局長の職務

イ 医療職（一）

職務の級	標準的な職務
1級	医療業務を行う職務
2級	グループ長、科長及び医長の職務
3級	副院長及び部長の職務
4級	院長の職務

ウ 医療職（二）

職務の級	標準的な職務
1級	技師補の職務
2級	技師の職務
3級	主任の職務
4級	室長及びグループ長の職務
5級	次長の職務
6級	部長の職務

エ 医療職（三）

職務の級	標準的な職務
1級	准看護師の職務
2級	看護師及び助産師の職務
3級	主任の職務
4級	師長、室長及びグループ長の職務
5級	次長の職務
6級	部長の職務

別表第6（第18条関係）

通勤手当額表

区分	支給額（円）
2キロメートル以上4キロメートル未満	2,700
4キロメートル以上6キロメートル未満	4,000
6キロメートル以上8キロメートル未満	5,300
8キロメートル以上10キロメートル未満	6,700
10キロメートル以上15キロメートル未満	9,000
15キロメートル以上20キロメートル未満	12,000
20キロメートル以上30キロメートル未満	16,300
30キロメートル以上40キロメートル未満	20,000
40キロメートル以上	22,500

別表第7-1（第24条関係）

役職手当表（医師）

役職	評価結果のランクと支給月額（円）		
	S	A	B
院長	350,000	300,000	250,000
副院長	250,000	200,000	150,000
部長	200,000	150,000	100,000
グループ長、科長、センター長	160,000	80,000	40,000
医長	120,000	60,000	30,000

別表第7-2（第24条関係）

役職手当表（医師以外）

役職	評価結果のランクと支給月額（円）		
	S	A	B
局長及び部長	100,000	80,000	60,000
次長、課長、室長、師長及びグループ長	80,000	60,000	40,000

別表第7-3（第24条の2関係）

評価手当表

評価結果のランク	S	A	B
支給月額 (円)	20,000	10,000	0

別表第8 (第25条関係)

特別勤務手当表

役職	支給額 (円)
副院長	8,000
局長及び部長	8,000
次長、課長、室長、師長及びグループ長	6,000